

「脳機能と運転能力」特集にあたって

篠原一光*

Brain Function and Driving Ability

Kazumitsu SHINOHARA*

1. 本特集の背景

「平成29年版交通安全白書」では高齢者に係る交通事故防止が特集として掲載されている。このことが象徴的に示すように、高齢者の交通事故防止は現在の日本の交通安全における重要課題であり、さまざまな対策を策定・実行していくことが必要である。その中には、自主的な運転免許の返納、75歳以上の高齢者に対して認知機能検査を実施し認知症である場合には免許証の停止・取り消しを行うものがある。これらの対策の背後には「自動車の運転能力が加齢に伴い運転できない水準にまで達している」ことへの懸念がある。

もちろん、運転する能力がない人が運転者となることは看過することはできないが、運転能力の有無を判定することはなかなか難しい問題である。何が運転能力として必要か、その水準をどのように判定するのか、また運転可能・不可能の境界をどのように定めるのか等、多くの問題がある。

また、運転免許が取得できないことは移動に関する権利の一つを得られないということであり、またこれまで運転してきた人が免許を失うことは移動のために享受してきた方法を失うことである。運転免許が取得不可能であること、喪失することはいずれも重大なことであり、合理的理由が必要である。また運転し続けられるよう支援することも必要であろう。

「運転能力」の問題は、昨今の高齢運転者の問題というだけでなく、病気や障害に伴って起こり得る問題でもあり、若い世代も決して無関係ではない。

そこで本特集では脳機能に関連して、運転能力に影響するさまざまな要因を取り上げ、現在の研究の状況、社会的な取り組みについて概観する。

2. 病気に伴う運転機能の低下

誰であれ突如として脳機能に影響を及ぼす病気となることがある。平成25(2013)年に道路交通法に「一定の病気にかかる運転者対策」が盛り込まれ、免許の停止や再取得の規定が取り入れられている。本特集では、この一定の病気の中に含まれる、てんかん、そううつ病、「自動車等の安全な運転に必要な認知、予測、判断又は操作のいずれかに係る能力を欠くこととなるおそれがある症状を呈する病気」について取り上げる。

三村将氏らは、脳血管障害や頭部外傷などによる脳損傷に伴い、認知機能や行動などにおいてさまざまな障害が現れる高次脳機能障害について、その患者の運転能力評価手法と症例を紹介している。神経心理学的検査、ドライビングシミュレーターによる検査などに加え、自動車教習所と連携した実車評価の重要性が強調されている。

運転能力に関連して現在最も多くの議論が行われているのは、やはり冒頭でも述べた認知症と運転能力との関係であろう。上村直人氏は認知症と運転に関して、医療現場での実態を紹介されるとともに、この問題についてどのような医学的研究が展開されているかを紹介し、現在の道路交通法の規定と、法律に関連した問題について解説している。運転免許の自主返納に関しては、本人の病識の低さ、運転が地域生活や生きがいに関連していること等が自主返納を阻害する要因となることが提起されている。また、運転免許の保有の可否は認知症という診断のみによるのではなく、神経心理学的な検査結果と事故・

*大阪大学大学院人間科学研究科教授
Professor, Graduate School of Human Sciences,
Osaka University

違反との関連を調べ、あくまで運転能力に基づき行われるべきであると述べている。

高木俊輔氏は運転免許取得の欠格事由として代表的な、てんかんと運転能力の関連性について論じている。運転に対するてんかんの影響は、運転中にてんかん発作が起こることによる運転への妨害、抗てんかん薬の副作用としててんかんを引き起こす疾患に基づく能力低下という二つの側面があることが指摘されている。さまざまな法的対策が行われてきているものの、その対策は必ずしも完全なものではなく、科学的研究と議論がさらに必要ということである。

岩本邦弘氏は増加し続ける精神疾患の中でも特に患者数の多いうつ病の問題について、うつ病と抗うつ薬が運転にもたらす影響について整理している。うつ病が一律に事故のリスクに関係しているわけではないこと、抗うつ薬はうつ病患者の運転技能を改善する効果があるが、薬の種類によっては投与開始直後の時期に事故リスクを高めるものがあること等を説明している。

3. 障害と運転機能

何らかの障害を持つ人でも、運転能力があるならば、自動車を利用して生活の質を高める権利を持つのは当然のことである。ただし免許取得や実際の運転では、何らかの支援が必要となる場合も多いと思われる。本特集では発達障害と知的障害を持つ人の運転能力について取り上げる。

梅永雄二氏は発達障害者の免許取得に関する支援の実践について報告している。発達障害者は知的には問題がないが、不注意や多動性があったり(ADHD)、対人関係やコミュニケーションに困難がある(ASD)など、生活する上での困難を持つ。学校教育でもこれら発達障害を持つ児童・生徒・学生への対応について広く議論が行われているが、運転免許取得においても同様の問題があるはずである。梅永氏がスーパーバイズを行っている自動車教習所における、入所前から教習実施中の教習内容・生活に至る支援の

実践内容が紹介されている。

三村泰広氏は知的障害者の運転に関する問題について解説している。知的障害はかつて欠格事由として道路交通法に明記されていたが、その後欠格事由から外された。知的障害者の免許取得の支援の動きが広がりつつあるが、実際の免許取得にはかなりの困難を伴うようである。しかし三村氏は知的障害者の認知機能に関して、短期記憶に課題があるが長期記憶では健常者と大きな違いがないことを指摘し、そのような特性を踏まえたサポートの重要性を指摘している。

4. 海外での運転適性評価の取り組み

岡村和子氏は海外での運転適性確認制度について紹介している。多くの国で医学的なスクリーニングを実施されているが、そのような対策がどの程度の効果を持つのかは明確でないこと、心理的な運転適性も医学的検査と併せて見るべきであることが指摘されている。さらに、現在の日本では高齢ドライバーの運転適性問題に関心が集中しがちであるが、問題はそれだけではないことも指摘している。

5. おわりに

運転能力・運転適性は交通安全における古くからの問題である。さまざまな特性を持った人が運転でき、また自動運転や運転支援技術などの新しい技術が登場しつつある現在、どのような運転能力が必要なのかを再考すべき時期といえるかもしれない。運転能力が十分でない人を見つけ出して排除するというのではなく、教育的・技術的介入によって、運転能力を向上させたり運転行動を補助することで、多くの人が自動車交通の利便性を享受し続けられることが理想的である。そのためには、さまざまな特性を持つ人の特性を把握した上で、どのような能力を伸長・補助することが必要なのかを明らかにし、それらをサポートするための研究開発や対策実施が必要である。